



特集 深谷市の子育て支援

深谷市では「こども医療費支給事業」として、小学校6年生までの医療費を無料としています

児童手当の対象が拡大されました

支給対象が小学6年生までに拡大されました
児童手当の支給対象児童は、小学3年生まで（9歳到達後の3月31日まで）とされていましたが、児童手当法の改正により、平成18年4月分から小学6年生（12歳到達後の3月31日）までに拡大されました。
所得制限が緩和されました
所得制限についても緩和されたため、これまで所得が多く児童手当が受給できなかったかたも受給できる場合があります。なお、所得制限は表の通りです。

児童手当所得制限限度額表

扶養親族などの数	児童手当 (国民年金に加入しているかたなど)	特例給付 (厚生年金などに加入しているかた)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

手続き

児童手当を受給するためには、認定請求書または額改定認定請求書などの提出が必要となります。公務員のかたは、勤務先で手続きをしてください。
・3月分まで児童手当を受給していたかた（現在小学4年生以下のお子さんの分）で、小学5・6年生のお子さんの分の児童手当を申請するかた：額改定認定請求書（印鑑をお持ちください）
・児童手当を受給していなかったかた：認定請求書（印鑑、請求者の健康保険証および普通預金通帳、また、そのかたの状況により所得証明書などの添付書類が必要となる場合があります）
必要な書類は、児童課および各総合支所福祉健康課へお問い合わせください

こども医療費支給事業は小学6年生まで対象です

こども医療費については広報ふかや3月号でお知らせしましたが、平成18年4月診療分から、入院、通院ともに小学6年生までが支給対象になりました（旧

岡部町については従来通りですが、その他の地域は通院の支給対象が拡大されました。
こども医療費の支給を受けるには、受給資格登録申請が必要です。児童課または各総合支所福祉健康課の窓口で手続きしてください。

かたは、必ず9月30日までに手続きをしてください。

お知らせ

平成6年4月2日から平成8年4月1日までに生まれたお子さんの保護者、また、平成8年4月2日以降に生まれたお子さんの保護者で、これまで児童手当を受給していなかったかたに通知いたしますのでご確認ください。

児童手当現況届について
児童手当の受給者のかたは6月に現況届を提出することに

なっています。

この届けは、前年の所得状況、養育状況および受給資格などを確認するためのものです。提出されないと、6月分以降の手当の支給を受けることができません。受給者のかたには、5月末に通知をお送りしますので、内容をご確認の上、必ず手続きをしてください。

申請について
前年の所得が多かったため、平成17年度は児童手当を受給す



少子高齢化・人口減少社会の進行が社会・経済に及ぼす影響が議論される中、国や地方自治体には、その有効な対策が求められています。

人口減少の主な原因は、出生数の減少とわれています。深谷市では、子育て支援策を充実し、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援してまいります。

深谷市長 新井家光

ひとり親家庭等医療費支給制度について

ひとりが親などで子どもを育てているかたに支払った医療費の一部が助成されます。申請日から助成の対象になります。
対象者は、母子・父子家庭などの18歳になった年の年度末（3月31日）までの児童（ただし、一定の障害のある児童は20歳になるまで）およびそれぞれの母または父、もしくはその養育者のかたです。

ひとり親家庭等医療費
所得制限限度額表

扶養親族などの数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	192万円未満	236万円未満
1人	230万円未満	274万円未満
2人	268万円未満	312万円未満
3人	306万円未満	350万円未満

一律控除（8万円）のほか、諸控除が受けられる場合があります

旧深谷市の区域では、平成18年3月まで所得制限および自己負担金を廃止して実施していましたが、4月からは市内全域で

児童福祉に関する問い合わせ

児童課（574 6646）
岡部福祉健康課（585 2214）
川本福祉健康課（583 2532）
花園福祉健康課（584 1123）へ

・自己負担金
通院：医療機関ごと1人につき
月1,000円
入院：1日につき1,200円